

ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



令和元年6月7日

福島県

東日本大震災及び原子力災害からの8年に及ぶ当県の復興・再生は、県民の懸命な努力はもとより、県内外の企業、団体、教育機関等から多くの支援を頂いて、着実に歩みを進めてまいりました。

4月には、第一原発が立地する大熊町の一部地区において避難指示が解除されたほか、復興のシンボルであるJヴィレッジが全面的に再開し、全国新酒鑑評会においては金賞受賞数7年連続日本一の快挙を成し遂げるなど、当県の復興は着実に前進しております。

さらに、東京2020オリンピックにおける野球・ソフトボール競技の実施や、聖火リレーの出発地となることも決定し、これら福島に関わる明るい話題は、復興・創生を更に前進させるためのモチベーションとなっております。

しかしながら、今もなお約4万人の県民が避難生活を続けるほか被災者の生活再建や産業・生業の再生、避難地域の復興・再生、廃炉・汚染水対策、風評・風化対策など、県全域において復興はいまだ途上であり、その進捗により課題やニーズは様々であることから、きめ細かに対応していく必要があります。

3月に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の見直しにおいては、「福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して、国が前面に立って取り組む」と明記いただきました。当県の復興は、原子力災害との長い戦いであり、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って臨むための体制・財源を確保いただき、これを礎に当県に携わる様々な主体が、それぞれの強みを発揮し、相互に連携し、一体となって、当県の復興・創生を必ず成し遂げなければなりません。

国におかれましては、県、市町村の声を丁寧に聴きながら、総力を挙げて当県の復興・再生に最後まで責任を持って対応いただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和元年6月7日

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

<全般的事項>

- I 復興・創生期間後の継続的な対応 1

- II 令和2年度における復興の更なる加速化 2

<個別事項>

- III 避難地域・浜通りの復興再生 6

- IV 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出
. 18

- V 原子力発電所事故への対応 28

- VI 風評払拭・風化防止対策の強化 38

- VII 県民の健康と安全・安心を守る取組 44

- VIII 産業再生・インフラ整備 51

- IX 地方創生及びオリンピック・パラリンピック 60

- 省庁別索引 62

＜全般的事項＞

I 復興・創生期間後の継続的な対応

1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保

【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、重点推進計画に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、集中復興期間及び復興・創生期間の10年間では完了しないことから、復興庁後継組織においても大臣のリーダーシップの下、司令塔機能、予算を含めた総合調整機能を確保するとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、十分な財源と枠組みを確保すること。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、地域によって復興のステージは異なり、復興の進度に応じて課題は多様化し、これまでにない課題にも直面している。復興・創生期間後においても、今後新たに顕在化するものを含めあらゆる課題に対して、当県の復興・創生が実現するまで引き続き国が前面に立って取り組むこと。

さらに、いまだ諸外国における当県産農産物の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島への復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

加えて、当県において次期総合計画の策定に向けた検討を始めていくが、計画に描かれるふくしまの目指す将来の姿が実現できるよう、国における復興・創生期間後のビジョンについても、政府全体で議論を進めるとともに、当県の復興の現状や進捗状況を十分に勘案しつつ、当県の復興・創生が更に加速するよう、福島復興再生特別措置法を始めとする当県の復興・創生に不可欠な法制上の措置や施策等に必要な見直しを加えるなど、柔軟かつ機動的な対応を図ること。

Ⅱ 令和２年度における復興の更なる加速化

2 令和２年度における復興の推進

【内閣官房, 内閣府, 警察庁, 復興庁, 総務省, 外務省, 財務省, 文部科学省,
厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省】

復興・創生期間の最終年度となる令和２年度は、長い時間を要する当県の復興・創生を、切れ目なく安心感を持ってさらに進めるために重要な年度となる。当県の現場の具体的なニーズや状況変化を踏まえながら、前述した復興・創生の実現に向けたあらゆる課題に対し、十分な予算を確保し、県・市町村とともに国も一体となって総合的に施策を推進すること。

3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和2年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和2年の国勢調査等の調査結果（人口等）は、令和3年度以降の普通交付税算定における測定単位となるが、避難地域12市町村においては、原子力発電所事故の影響等により、いまだ多くの住民が避難している状況である。

このため、令和2年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定することは、行財政運営に支障を来すことが想定されるため、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

(3) 復興交付金の予算確保と運用の改善

① 復興交付金については、復興が完了するまで、必要な予算を確保すること。

② 被災自治体それぞれの復興のステージに対応して、被災自治体にとって真に使いやすい制度となるよう改善を図ること。

また、効果促進事業費の一括配分が用途の自由度の高い資金として創設された趣旨を踏まえ、創意工夫による復興まちづくり事業が迅速かつ確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること。

(4) 福島再生加速化交付金の予算確保等

東日本大震災から9年目を迎えた今、帰還困難区域等の復興再生を目指す地域や避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、それぞれの地域により復興のステージが異なる。

すべての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上対策（帰還環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（こども元気復活交付金）等の福島再生加速化交付金について、復興・創生期間後も含め長期的かつ十分な予算を確保すること。また、交流・関係人口の拡大や移住の促進など、新たな活力を呼び込む施策を講じ、帰還者はもとより、新たな住民等（交流・関係・移住人口）の拡大に向けた事業を追加・拡充すること。

特に、帰還環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 運用の弾力化（面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和し、幅広い活用を可能とするなど）
- ② 各避難市町村における復興の進捗状況に応じた対象事業及び対象経費の追加並びに対象要件の拡充（特定復興再生拠点区域等における必要な事業等）
- ③ 基金化可能事業の拡充（相談員配置や個人線量管理等、継続的対応を要するソフト事業など）
- ④ 柔軟な事業執行や事務手続の簡略化（随時受付の実施や様式の簡素化など）

(5) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅等での避難生活から災害公営住宅等への移行など、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動などの様々な施策を通して、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期にわたる予算の確保等を講じること。

4 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の person 費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

Ⅲ 避難地域・浜通りの復興再生

5 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興には、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療、介護、福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営経費・人材確保の支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住・交流人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を進め、「福島12市町村の将来像」に描かれた30～40年後の地域の姿を一つ一つ着実に実現していかなければならない。

こうした中、市町村ごとに復興の進捗は異なっており、いまだ復興のスタートラインにも立っていない自治体があるほか、避難指示が解除され日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、復興・創生期間後も含め、「福島12市町村の将来像」の実現に必要な中長期的な体制・財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

6 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

7 避難地域の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省】

(1) 被災事業者等の支援

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、(公社)福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チームの中核組織)が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

併せて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、事業再開・帰還促進事業、原子力災害被災地域創業等支援事業及び商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業等の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

また、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業については、被災者に寄り添った制度の見直しを行うこと。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(いわゆるグループ補助金)について、避難指示区域の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、中長期的に継続するとともに、十分な予算を確保すること。

8 避難地域の営農再開に向けた支援

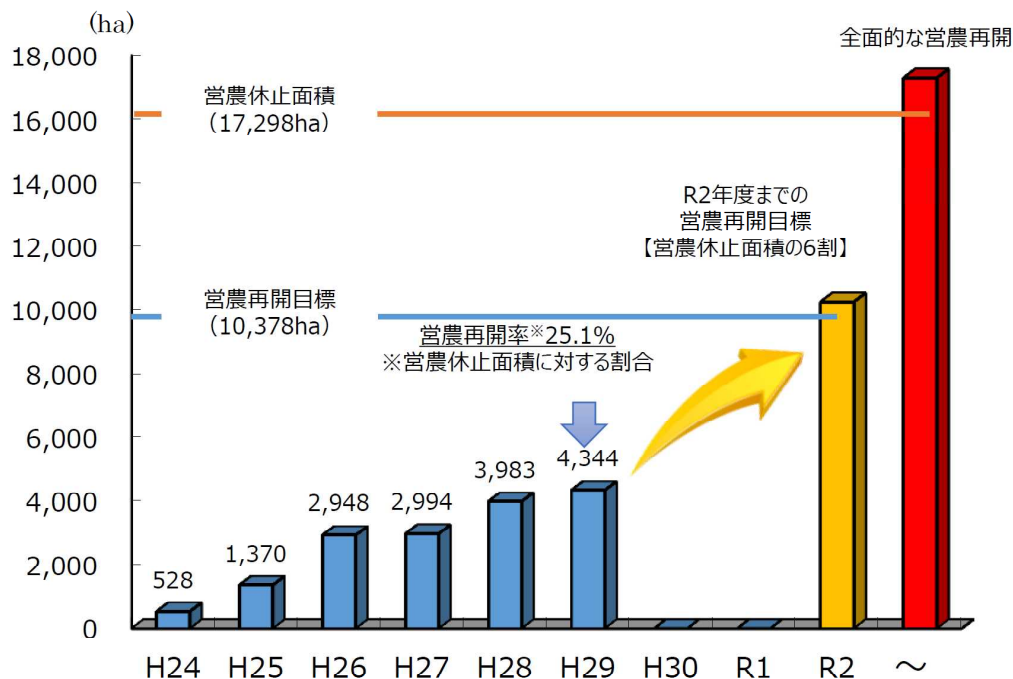
【復興庁、農林水産省】

東日本大震災から8年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の除染が開始された段階であるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、中長期的に十分な予算を確保すること。

また、避難地域における営農再開や農地集積の加速化に向け、人的支援を含め現地での支援体制の強化を検討すること。

【避難地域の営農再開目標】 ※営農休止面積 17,298ha (原子力被災12市町村)
 ○令和2（2020）年度までの目標 ▶ 営農休止面積の6割再開
 ○最終目標 ▶ 長い年月を要するとしても、**営農休止した全ての農地で営農を再開**



9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制の再構築については、避難指示が解除された各市町村（大熊町は除く）で少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」を開院したが、避難地域等において、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要であることから、以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

現在、再開・開設した医療機関の約7割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しているなど、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療（人工透析等）の確保や、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

については、国は、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、十分措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

| 避難地域の医療機関の稼働状況 | | | |
|-----------------|---------|------|----------------|
| 医療機関 | 震災前 | 震災直後 | H31.3.31 現在 |
| 病院 | 8 | 1 | 3 |
| 診療所（うち、企業内診療所等） | 60（17） | 3（3） | 22（8） |
| 歯科診療所 | 32 | 0 | 6 |
| 薬局 | 31 | 0 | 3 |
| 合計 | 131（17） | 4（3） | 34（8） |

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

これまで、同地域への医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な支援を実施しているが、今後も人材不足がより深刻と思われる同地域においては、修学資金制度や県外からの医師招へいをはじめとする人材確保・地域定着策を、これまでと同規模かつ複合的に実施し、県内全域において人材を確保することにより、不足地域へ人材を提供していく必要がある。

については、地域の医療提供体制を安定的なものとするため当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な財源を、引き続き十分措置するとともに、財源措置の見通しを速やかに示すこと。

10 避難地域等の教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から8年が経過した今もなお、4つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町・浪江町においては、中長期的な支援が必要である。

また、再開した市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、遠隔合同授業に対応するICT環境の充実等に係る予算を確保すること。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、継続的に予算を確保すること。

② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについては、当県及び市町村の需要に応じて、予算の確保等柔軟な対応をすること。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、本年4月に中学校が開校し、新たな中高一貫教育が動き始めたことから、寄宿舎の運営など生徒の生活環境整備に必要な予算の確保等を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、海外研修における渡航費等、生徒の教育環境づくりに必要な予算の確保等、引き続き支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導などのきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。



11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域の復興に向けた道路整備のための予算確保と国直轄権限代行の整備促進

- ① 住民帰還の加速や産業再生を支える「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地域へ連絡する地域連携道路等の整備を早急に進めるため、復興・創生期間の残りの期間において、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税等の充実と継続を図るとともに、復興・創生期間以降においても、復興事業が完了するまで、必要な予算を確保すること。
- ② 国直轄権限代行事業に採択された、国道399号十文字改良及び県道吉間田滝根線広瀬改良の整備促進を図ること。

(2) 復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や避難地域12市町村に関わる道路の整備については、事業着手後間もない箇所が存在することや、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、復興・創生期間以降における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

(3) 常磐自動車道への追加IC及びスマートICの整備

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要がある。

平成27年6月に設置が認められた双葉町の追加IC及び平成30年8月に準備段階調査に採択となった南相馬市小高区のスマートICについて、早期整備が図られるよう、十分な財源確保を含め、県・市・町に対する支援をすること。

(4) 常磐自動車道をはじめとする浜通り軸の強化

- ① 常磐自動車道については、「いわき中央 I C～広野 I C 間」、「山元 I C～岩沼 I C 間」の 4 車線化及び、残る暫定 2 車線区間における付加車線工事の早期完成を図ること。
併せて当県の復旧・復興及び高速道路の安全・安心確保の観点から、早期の全線 4 車線化を図ること。
- ② 浜通りの復興支援・地域振興のため、国道 6 号勿来バイパスの早期完成を図ること。

(5) 北部軸を形成する東北中央自動車道（相馬～福島間≪復興支援道路相馬福島道路≫）の予算確保・早期整備

東日本大震災からの早期復興を図るリーディングプロジェクトとして整備が進められている東北中央自動車道（相馬～福島間）については、事業進捗が図られているところであるが、以下の措置を講じること。

- ① 相馬 I C～相馬山上 I C 間の令和元年度の確実な供用を図るとともに、令和 2 年度開通目標区間の一日も早い供用を図ること。
- ② 開通予定が示されていない（仮）福島保原線 I C～（仮）国道 4 号 I C 間 2.8 km について、速やかに開通目標期限を示すこと。
- ③ 相馬～福島間について、区間完了後は順次、直轄指定区間に編入すること。

12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、中長期にわたり予算を確保すること。

(2) バス購入補助の継続支援

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を継続すること。

13 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化等

【復興庁、国土交通省】

(1) JR常磐線の早期全線復旧

JR常磐線は、避難地域はもとより、浜通り地域の復旧・復興にとって重要な大動脈であることから、JR東日本に対し一日も早い全線復旧が成し遂げられるよう指導すること。

(2) JR常磐線の基盤強化等

浜通り地域の復興に向けては、首都圏等とのアクセス向上が重要な要素となってくることから、JR常磐線の早期復旧と併せて、線形改良や道路との立体交差及び特急の直通運転等による高速化や複線化による利便性の向上などの基盤強化をJR東日本に対し指導すること。

14 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設（仮称）と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

IV 福島イノベーション・コースト構想の推進・新産業の創出

15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府, 復興庁, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省,
資源エネルギー庁, 国土交通省, 観光庁, 環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、重点推進計画にも位置付けられたところ。

構想のとりまとめから5年、今年度は、年度末に全面開所を目指す福島ロボットテストフィールドや、2月に着工した情報発信拠点（アーカイブ拠点）などの拠点整備が進んでいるほか、構想の中核的な推進主体である福島イノベーション・コースト構想推進機構による産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業が取り組まれている。

構想の具体化に向け、重点推進計画に掲げられた取組について政府全体での一層の連携強化の下、県と緊密に連携し推進すること。

また、復興・創生期間後の更なる推進を図るため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を国・県一体となって作成するとともに、浜通り地域等を意欲ある企業等の「あらゆるチャレンジが可能な地域」とし、産業振興に向けて創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、資金調達の円滑化等の措置を講じること。

福島イノベーション・コースト構想

花き等の新たな生産振興
(飯館村、葛尾村、川俣町 等)



川俣町のアンズリウム栽培

福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)
(浪江町) (2018年7月着工)



※東芝エネルギーシステムズ資料

水産資源研究所
(相馬市) (2019年2月全面供用開始)
水産海洋研究センター
(いわき市) (2019年7月供用開始予定)



水産資源研究所



水産海洋研究センター

福島ロボットテストフィールド
(南相馬市、浪江町)
(2019年度末全面開所予定)



情報発信拠点(アーカイブ拠点)施設
(双葉町) (2020年開所予定)



環境制御型施設園芸の導入推進
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市 等)



大熊町のイチゴ栽培
(2019年4月栽培開始)

避難地域等の再生可能エネルギー
導入促進

富岡復興メガソーラーSAKURA



浮体式洋上windファーム実証研究
(福島沖)

廃炉関連施設(JAEA)

- ①大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
- ②廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
- ③楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (2016年4月本格運用開始)



大熊分析・研究センター



廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟



楢葉遠隔技術開発センター

(1) 拠点の整備及び研究開発の推進

① 廃炉・放射線分野における研究開発等の推進

廃炉・放射線分野においては、楡葉町に整備した楡葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 福島ロボットテストフィールドの運営等

福島ロボットテストフィールドの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

また、ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運行管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに施設の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。

さらに、福島ロボットテストフィールドを空飛ぶクルマの技術開発や制度整備のための拠点として活用するよう、産学官関係者へ呼びかけを図ること。

加えて、2020年ワールドロボットサミットの福島ロボットテストフィールドでの開催に向け、競技人口や観客数の拡大を図るため、競技者拡大や広報活動など必要な措置に取り組むこと。

③ エネルギー関連産業の集積

浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興再生を進めるため、「福島新エネ社会構想」に掲げる各種取組に対する必要な予算を確保すること。

また、県内企業への技術開発支援や再生可能エネルギー分野での人材育成等の推進に向け必要な予算を確保すること。

④ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の再開を促進する技術の開発・実証を支援するために必要な予算を確保すること。

⑤ 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積し、失われた産業基盤を構築するためには、ロボットやエネルギー、環境・リサイクル、農林水産等様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、持続的に新規案件の発掘を行いながら新技術の実用化開発を進めることが必要である。

このため、地域復興実用化開発等促進事業について、令和2年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、持続的・自律的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業の参入による廃炉産業集積の推進、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

(3) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、専門的な工業、農業、水産業人材等を育成する新たな教育プログラムを推進するため、教育環境の整備に必要な予算を確保するとともに、企業・地域との連携等のコーディネートなどのプログラムの進捗を支援し、学校間連携や成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育などを推進する予算を確保すること。

さらに、本構想を支える人材育成と国際的な知見の集積を促進するため、浜通り地域等で大学等が実施する、当県復興につながる教育研究活動を充実するとともに、研究者間のネットワーク構築、学会開催等に必要な予算を十分に確保するほか、大学等の連携や拠点化など更なる展開に向けた対応を図ること。

(4) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大に取り組むことはもとより、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、地域住民等相互交流の促進、地域の新たな魅力創造等による来訪者の増加や交流などの取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

(5) 情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等への支援

情報発信拠点（アーカイブ拠点）は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その整備に必要な予算を確実に措置するとともに、整備後においては原子力災害の記録と教訓を伝える唯一無二の施設としての役割を永続的に担えるよう、運営費について必要な予算を確保すること。

また、資料収集に必要な予算を引き続き措置するほか、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など情報発信拠点施設の利用促進について、省庁を挙げた取組を開所時から講じること。

(6) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構の体制強化や、本年度から県と連携して進めている廃炉関連産業の集積を始めとした構想の推進に向けて必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

◇ 福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）



(1) 福島新エネ社会構想の推進

- ① 全県的な再生可能エネルギーの導入拡大に向け、系統増強を促進する措置を講じるとともに、引き続き系統運用ルールの見直しに向けた検討を進めること。
- ② 福島新エネ社会構想に基づき、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈山地・沿岸部における風力発電等や、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等の最大限導入のための必要な予算を継続的に確保すること。
- ③ 水素社会実現のためのモデル構築に向け、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業の進捗を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックでの活用方策や未来を先取りした水素社会実現のモデル構築に必要な予算を確保すること。
- ④ 全県的に地産地消型エネルギーシステムの構築を推進していくために、再生可能エネルギーの導入拡大と効率利用につながり、電気とともに熱の面的利用の拡大も図れるスマートコミュニティについて、再生可能エネルギーや水素の活用によるまちづくりが実現できるよう、当県向けの特別な予算の確保を継続すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの更なる導入拡大や県産再エネ由来水素の県内利活用の推進など、福島新エネ社会構想における第2フェーズの取組について、当県や関係機関と検討を進めるとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 再エネ関連産業の集積に向けた技術開発の推進

- ① 平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらには地元大学等と連携した産業人材の育成などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。
- ② 当県発の再生可能エネルギー関連の技術については、本格的な実用化・事業化のステージを迎えているところであり、その動きを更に加速化するため、県内企業が行う実用化に向けた技術開発への支援に必要な予算を確保すること。
- ③ 福島発の再生可能エネルギー関連新技術や新製品、新たなビジネスモデルが次々と生み出される環境を創出するため、再生可能エネルギーに関する研究開発から実用化などのコーディネート活動等に必要な予算を確保すること。
- ④ 福島において、風力発電の研究開発等はもとより、関連産業の集積を図るため、国の浮体式洋上風力発電実証研究事業を踏まえ、浮体式洋上ウインドファームが実用化されるよう必要な支援を行うこと。

17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、中長期的に支援すること。

また、国立研究法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める重点分野や優先課題に対応する医療機器の安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、新薬発売まで10年以上必要な創薬研究の迅速化等に貢献するとともに、ベンチャー企業の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるよう、継続して支援すること。

18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙関連産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、当県産業の復興・再生を加速化させるためには、更なる取組の深化が必要である。

ついては、中核企業を核とした関連企業クラスター形成や県全体における関連企業の技術力向上を図るため、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材の育成など、航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

V 原子力発電所事故への対応

19 東京電力福島第二原発の廃炉

【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

原子力発電所事故により甚大かつ広範囲な被害を受けた当県は、県内原発の全基廃炉を前提とした「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興の基本理念の一つに掲げている。

東京電力福島第二原発については、平成30年6月に東京電力から廃炉の方向性が示されたところであるが、いまだ正式な決定がなされていないことから、国の責任において廃炉を決定すること。

20 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

今なお多くの県民が避難を続けており、また、根強い風評が残っている当県の復興・再生を実現するため、原子力政策を推進してきた国の責任において、以下の課題について確実に措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

また、多核種除去設備（ALPS）等処理水の取扱いについては、環境や風評の影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めること。

③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。

④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。

- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国はバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な調査を支援するほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国の主導のもと、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。

- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

21 除染等の推進

【復興庁、林野庁、環境省】

(1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施すること。

(2) 必要な経費の措置

除染等の取組を最後まで確実に実施するため、事業に要する費用が国の試算額を超える場合には速やかに見直し、必要とする予算を確保すること。

(3) 仮置場等の原状回復と除染後農地の不具合の解消

仮置場等の原状回復については、返地後の跡地利用に支障をきたすことのないよう適切な措置を講じるとともに、除染実施後の農地や仮置場として使用された農地の不具合について、国の責任により解消に必要な措置を講じること。

(4) 森林における対策

「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、里山再生モデル事業の成果を検証し、その結果を踏まえ、市町村の要望に沿った実効性のある総合的な対策事業を構築すること。

また、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」は、生活圏の環境保全や原発事故の影響を受けた当県の森林、林業、木材産業を再生するうえで、欠かすことのできない事業であることから、中長期的な予算の確保を図ること。

(5) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生じた土壌等の処理

住民等による道路側溝清掃等により $8,000\text{ Bq/kg}$ を超える土壌等が生じた場合、市町村や民間事業者による処理が困難であることから、当該土壌等の処理については、国が責任を持って確実に対応すること。

(6) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施すること。

また、拠点区域以外の除染の方針について、具体的に示すこと。

22 中間貯蔵施設事業

【復興庁、環境省】

(1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

(2) 輸送の安全・確実な実施

輸送量の増加を踏まえて、渋滞対策を含む道路交通対策を適切に実施し、輸送の安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。

また、輸送の実施状況や安全対策などについて、広く周知・広報を行い、県民の不安や懸念の解消を図ること。

(3) 中間貯蔵施設整備への取組

国が示した2019年度の事業方針に沿って計画的に除去土壌等の搬出が進められるよう、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って取り組むこと。

(4) 県外最終処分 of 確実な実施

法律に定められている搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術開発や実証事業の実施等に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、住民、自治体、さらには、国民的な理解が極めて重要であることから、丁寧に対応すること。

23 特定廃棄物埋立処分事業

【復興庁、環境省】

(1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・檜葉両町で締結した安全協定と輸送計画に基づく取組を確実に実施し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

(3) 富岡・檜葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

24 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 「指針」の適時適切な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査などを通して当県の現状をしっかりと把握するとともに、「指針」の適時・適切な見直しを行うこと。

また、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた対応をさせること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

(4) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

25 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。

(1) 新学類「食農学類」への十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」（平成31年4月設置）の教育研究機能の強化に対し、十分な支援を行うこと。

(2) 震災復興に向けた取組の継続と強化

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営、及び「環境放射能研究所」の機能強化のための予算を確保すること。

(3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組、復興の担い手育成の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

VI 風評払拭・風化防止対策の強化

26 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保等

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、当県のイメージはいまだ震災前の水準まで回復しておらず農林水産物を始めとした県産品の販路回復・定番化や国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、当県に対する関心が低下する風化傾向が進んでおり国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること

なお、当県は、食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質の情報管理を組み合わせた「ふくしま食品衛生管理モデル」の導入普及など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して当県が取り組む施策については、必要な財源を十分に確保すること。

国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛けや、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を強化すること。

27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化

【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、
水産庁、経済産業省】

(1) 福島県農林水産業再生総合事業の継続実施のための財源確保

県産農林水産物の価格は、一部品目で全国平均との格差が徐々に縮小しているものの、牛肉や桃など多くの品目で依然として全国平均を下回っていることから、根強く残る風評を払拭し、県産農林水産物を選んでもらえるようブランド力を向上させるため、流通実態調査の結果や情勢の変化に応じ、生産から流通、消費に至る適時・適切な総合対策を強力で推進する必要があることから、予算を確保すること。

(2) 米の全量全袋検査及び牛の全頭検査スキームの見直しに伴う予算確保

米の全量全袋検査及び牛の全頭検査については、令和2年度からその検査スキームの見直しを想定していることから、その検討作業への支援とともに、見直し後の検査等に必要な予算を確保すること。

(3) 国による農林水産物の風評対策の強化

福島県農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

(4) 輸入規制撤廃に向けた働き掛けの強化と関連予算の確保

当県農林水産物の輸入規制が、23の国・地域まで減少してきた中、平成31年4月にはWTO上級委員会の裁決により、韓国による水産物の禁輸措置の継続が事実上容認されたことは、復興に向け努力を重ねてきた当県を始めとする被災地の取組に多大な影響を及ぼしかねない。

こうした事態を踏まえ、国においては、依然として原発事故による農林水産物等の輸入規制を実施している国・地域に対し、科学的根拠に基づく安全対策を周知し、早期に規制措置を撤廃するよう一層強く働き掛け、輸出の回復・拡大を図るとともに、必要な関連予算を確保すること。

28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策に対し、引き続き予算を確保するとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

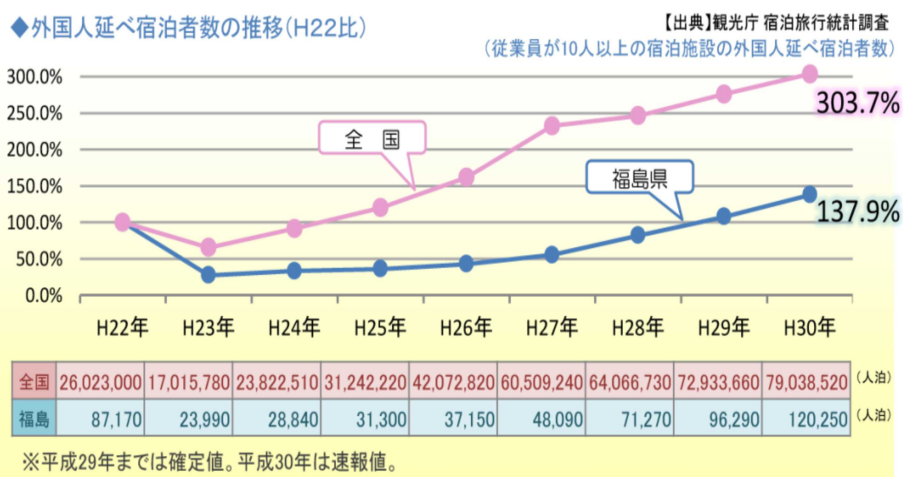
(2) 東北観光復興対策交付金の延長

当県の外国人宿泊者数については、震災前の平成22年を基準とすると上回ったものの、その伸び率は、全国平均をはるかに下回っている。

観光は福島の復興の起爆剤であり、今なお続く風評の払拭が極めて重要であることから、東北観光復興対策交付金制度を維持し、当県が行うインバウンド対策の予算を引き続き確保すること。

福島県のインバウンドを取り巻く状況

福島県のインバウンドは、風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増から遅れており、依然として厳しい状況



(3) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働き掛けを行うとともに、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めること。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働き掛けること。

(4) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

29 ふくしまグリーン復興の推進

【環境省】

「ふくしまグリーン復興構想」は、震災後風評等の影響により減少した自然公園利用者数の回復と交流人口の拡大により当県の復興を加速させるため、国と共同で策定したものである。

国と県が緊密に連携し、構想実現に向けた取組を推進する必要があるため、以下の措置を講じること。

(1) 国による積極的な事業の推進

「ふくしまグリーン復興構想」を国が行う自然公園等整備事業における重点事業に位置付け、国立公園の魅力向上に向けた取組を国が積極的に推進すること。

(2) 自然公園等整備事業における特例措置

構想の柱の一つである国立公園・国定公園を結ぶロングトレイルの整備について、当県復興のため、国が直轄事業により取り組むこと。

(3) 県事業に対する十分な財源の確保

自然環境整備交付金を含め、当県の構想に基づく取組を推進するための十分な財源を確保すること。

30 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）から新たな住宅への円滑な移行支援など、生活再建に向けて国が前面に立って、県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上げ住宅等を含む）の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者等が新たな住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実態を踏まえ、借上げ住宅間の住み替えについて、災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、引き続き国による東京電力への指導を含め、住居の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化に伴い、住まいや心身の健康、今後の生活の見通しなど、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行などの当県が実施している情報提供の取組に対し引き続き震災復興特別交付税により措置するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和2年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和2年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

震災から8年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、単年度雇用では人材確保が難しい臨床心理士や精神保健福祉士等専門職員の確保のため、コミュニティ交流員と同様、複数年雇用が可能となるよう中長期的に安定した予算を確保すること。

② 被災者に対する支援事業を中長期的に継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、平成26年度まで全額国庫負担で自殺対策事業を実施してきた経過も踏まえ、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援について、現行制度を堅持すること。

また、復興・創生期間後における復興の基本的方向性については、平成31年3月に閣議決定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針において、適切に対応するとされているが、被災者が安心して生活できるよう、財政支援の継続に関する方針を示すこと。

31 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、環境省】

当県では、原子力災害からの復興と少子高齢化による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、子ども・子育てに関する総合的な対策を強化し、日本一安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、長期的な視点に立って安定的かつ十分な財源を確保するなど、最大限に支援すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

- (1) **福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保**
子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭をはじめとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保するとともに、実態に即した弾力的な運用ができるようにすること。
- (2) **児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保**
子どもの体力低下や肥満等は、全体的には改善傾向にあるが、震災当時幼児期であった年齢層の肥満傾向児の出現率が震災前よりも高い状況にあることや、特に浜通り地域において体力が震災前より低い状況にあるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。
- (3) **児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続**
震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を県内一円において実施できるよう、予算措置を継続すること。
- (4) **被災児童生徒の就学機会の確保**
東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、中長期的に必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための必要な予算の確保及び継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

33 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等 【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

中間貯蔵施設への除去土壌等の本格輸送や復旧・復興に係る交通量の増加等により、めまぐるしく変化する交通環境に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域内における空き巣など犯罪被害が増加していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

加えて、地域の安全を守るためには、住民による自主防犯が不可欠であるため、帰還した住民らによるコミュニティ再建と連動した防犯ボランティアの再構築及び活動の活性化などに必要な予算を確保すること。

34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

令和2年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。また、避難指示解除後の住民帰還の促進に向け、働く場の確保は必須の課題であり、以下の企業立地補助金について引き続き支援すること。

(1) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

地域経済産業復興立地推進事業（企業立地補助金）について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう令和2年度の募集を継続するとともに、必要な事業期間を確保すること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の継続

当県においては、産業復興の拠点整備が徐々に進んでいるが、広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県全体の産業復興のため、令和2年度の募集を継続するとともに、復興・創生期間後も制度を継続すること。

(3) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

避難指示区域等の実情を踏まえ、当該区域等の支援を行うため、令和2年度の募集を継続するとともに十分な予算を確保すること。

また、避難指示解除後の帰還支援を考慮し、復興・創生期間後も制度を継続すること。

36 社会資本の整備に係る財源措置等

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるため、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えた社会資本の整備を進めるため、平成28年度以降復興特別会計から一般会計に移して対応することとされた事業をはじめ、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金、補助事業等）の財源を十分に確保すること。

また、既存施設の更新・修繕への対策が急務であることから、長寿命化対策に要する財源についても十分に確保すること。

(4) 防災・減災、国土強靱化の推進のための財源の確保

激甚・頻発化する豪雨災害や、地震等による大規模自然災害から県民の生命・財産を守るための社会資本の整備は喫緊の課題であるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の最終年度となる令和2年度の財源を十分に確保すること。

さらに、防災・減災、国土強靱化に関する事業について、3か年にとどまらず、令和3年度以降も必要な制度構築や財源の確保を行うこと。

37 農林業・農山村再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省、林野庁】

(1) 農業農村再生のために必要な制度と予算の確保

東日本大震災による地震・津波の被害に加え、原子力災害の影響により地域コミュニティが損傷し、農業農村の再生には今後も長い時間が必要となることから、避難指示区域等における帰還促進や農業農村再生のために必要となる復興事業について、復興・創生期間後も制度を継続し、十分な予算を確保すること。

(2) 里山再生事業（仮称）の制度化と財源の確保

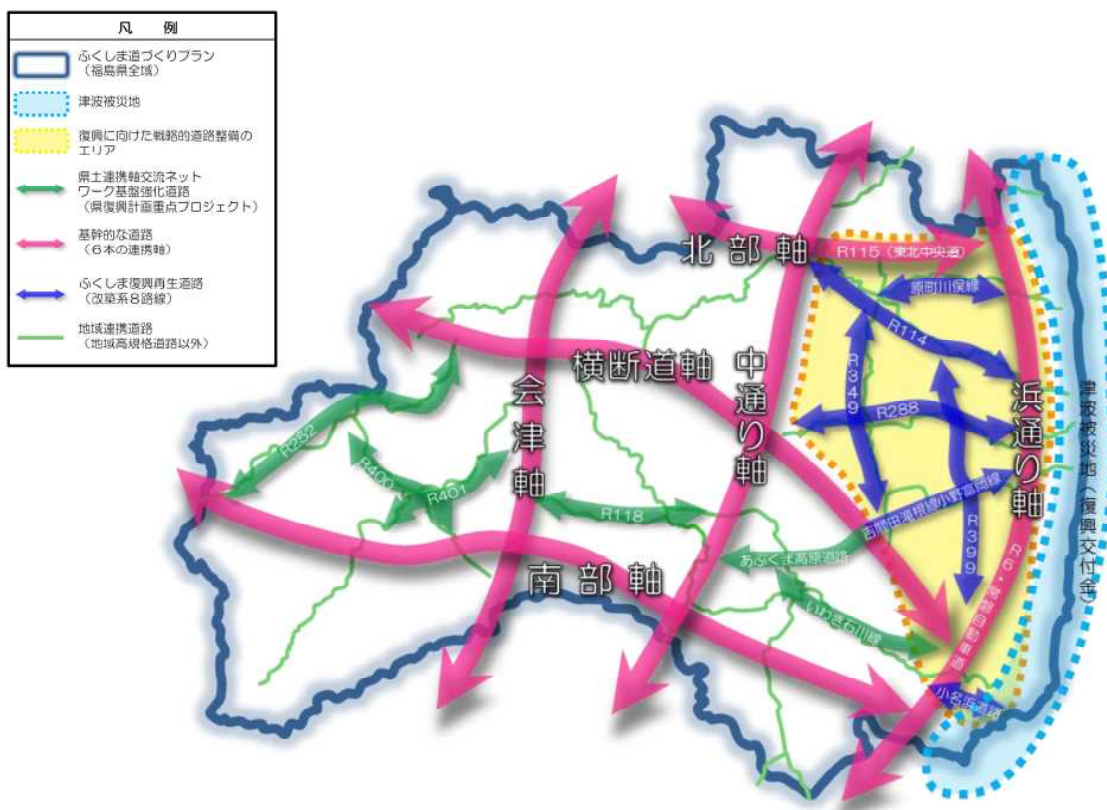
里山再生モデル事業の効果を評価し、その成果を踏まえた総合的な対策の制度化を図るとともに、必要な財源を確保すること。

38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援
【復興庁、国土交通省】

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを生み出すため、会津縦貫道の早期整備早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

○ 復興・創生を支える交通基盤の整備



(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

- ① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）の早期完成及び国道13号（福島西道路Ⅱ期区間）の早期整備を図るとともに、国道4号「矢吹鏡石道路」の早期事業化に向け調査を促進し、国道4号鏡石町以南の早期の全線4車線化を図ること。
- ② 横断道軸として、磐越自動車道（会津若松IC～新潟中央JCT間）及び国道49号については、福島県の太平洋沿岸と新潟県の日本海沿岸を繋ぎ、東北と北陸地方、さらには、首都圏・近畿圏との産業等の交流を促進させ、東北・北陸地方の発展にとって欠かすことのできない極めて重要な路線であるため、4車線化の早期着手及び国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。
- ③ 南部軸として、一般国道289号（八十里越）国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

39 物流拠点としての小名浜港の整備促進

【復興庁、国土交通省】

国際バルク戦略港湾小名浜港は特定貨物輸入拠点港湾に指定され、県内全域の産業復興を支える重要な役割を担っていることから、産業と生活に必要な資源、エネルギー等の物資の安定的かつ安価に供給する拠点港として、大型船舶の入港が可能となる大水深岸壁や航路・泊地の早急な整備が必要とされるため、東港地区の令和2年度の供用に向け、「国際物流ターミナル整備事業」の予算を確実に確保すること。

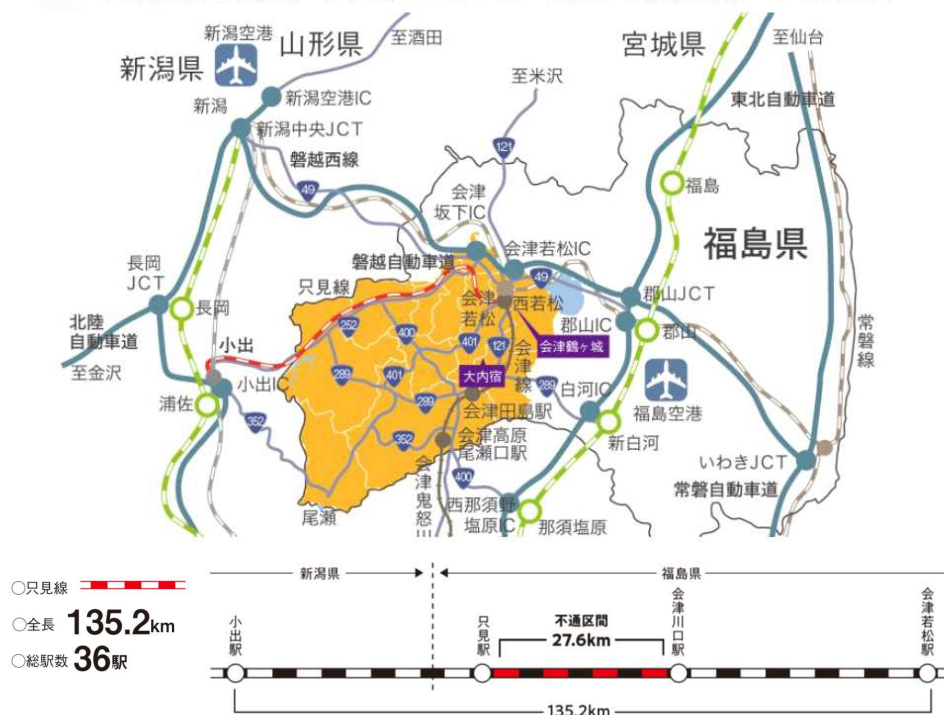
40 JR只見線の早期全線復旧

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線復旧により日本一のローカル線として以前の姿を取り戻し、生活路線としてだけではなく、風評払拭のためにも観光や教育旅行などを始め、海外からも多くの方々に利用される新たな只見線をつくりあげていかななくてはならない。

については、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線をつくりあげるため、以下の内容について支援すること。

■ 只見線の概況（平成23年7月 新潟・福島豪雨による被害）



流出した第六只見川橋梁
(金山町)



流出した第五只見川橋梁
(金山町)

(1) 上下分離方式の導入に向けた支援

上下分離方式の導入に向け、地元自治体がＪＲ東日本と協議を進めるに当たり、専門的立場から必要な協力や助言を行うこと。

(2) ＪＲ東日本に対する財政的支援等

復旧工事費に多額の費用がかかることから、ＪＲ東日本を支援するために必要な予算を確実に確保すること。併せて、地元が法改正のメリットを最大限受けられるよう、法対象事業を幅広く捉えること。

(3) 地元自治体に対する財政的支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津１７市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運行が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政的な支援を講じること。

(4) ＪＲ只見線の利活用促進に関する支援

只見線利活用計画に基づき、会津地域の振興を図るため、地元自治体が利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のＰＲに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

Ⅹ 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

41 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な規模の予算を継続的に確保すること。

また、人口減少等の構造的な課題解決には長期間を要することから、次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、実効性の高い取組を展開できるよう継続的に支援すること。

42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省、スポーツ庁】

(1) 被災県開催への財政支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は復興五輪として、これまでの御支援に対する感謝と当県の復興の姿を世界に発信する絶好の機会である。

聖火リレーのグランドスタートの地とともに、野球・ソフトボール競技で東京オリンピック全体の最初の試合の開催地となる当県は、復興五輪において重要な役割を担うこととなり、オリンピックの成功に向けて、着実に準備を進めていかなければならない。

一方、いまだ東日本大震災や原発事故からの復興、再生の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に財政的な負担が生じないよう措置を講じること。

また、被災地の復興を省庁一丸となって、情報発信すること。

(2) 関連事業推進への支援

当県及び県内市町村が取り組むホストタウン登録や事前合宿の誘致はもとより、当県が取り組む県産農産物の利用拡大に向けたGAP認証取得の推進や食品等関連施設へのHACCP導入の推進、大会における当県花き類や県産材の活用、再エネ由来の県産水素の研究開発、風評・風化対策などと歩調を合わせ、県産品の大会活用等に対して積極的に支援すること。

(3) Jヴィレッジの活用

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿はもとより、国及び関係団体が開催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議等において、当県復興のシンボルであるJヴィレッジを積極的に活用すること。

また、様々な機会を捉えて、Jヴィレッジの積極的な活用を働き掛けるなど、国を挙げて協力すること。

省 厅 别 索 引

【内閣官房】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 19 東京電力福島第二原発の廃炉【28頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【53頁】
- 41 地方創生の推進【60頁】
- 42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【61頁】

【内閣府】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【7頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 10 避難地域等の教育環境の整備・充実【12頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 20 原子力発電所の安全確保等【29頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【40頁】
- 30 避難者支援の充実【44頁】
- 41 地方創生の推進【60頁】

【警察庁】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 33 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【50頁】

【消費者庁】

- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】

【復興庁】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】

- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【7頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 8 避難地域の営農再開に向けた支援【9頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【10頁】
- 10 避難地域等の教育環境の整備・充実【12頁】
- 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【14頁】
- 12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【16頁】
- 13 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化等【16頁】
- 14 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【17頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【26頁】
- 21 除染等の推進【32頁】
- 22 中間貯蔵施設事業【34頁】
- 23 特定廃棄物埋立処分事業【35頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【36頁】
- 25 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【37頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【40頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【41頁】
- 30 避難者支援の充実【44頁】
- 31 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【47頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【48頁】
- 33 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【50頁】
- 34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【51頁】
- 35 企業誘致の促進【52頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【53頁】
- 37 農林業・農山村再生のために必要な制度と予算の確保【54頁】
- 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【55頁】
- 39 物流拠点としての小名浜港の整備促進【57頁】
- 42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【61頁】

【総務省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】

- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 10 避難地域等の教育環境の整備・充実【12頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 30 避難者支援の充実【44頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【48頁】
- 33 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【50頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【53頁】
- 40 JR只見線の早期全線復旧【58頁】
- 42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【61頁】

【外務省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【40頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【41頁】

【財務省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】

【文部科学省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 10 避難地域等の教育環境の整備・充実【12頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【26頁】

- 24 原子力損害賠償の確実な実施【36頁】
- 25 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【37頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 31 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【47頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【48頁】

【スポーツ庁】

- 42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【61頁】

【文化庁】

- 4 復興に向けた人員確保【5頁】

【厚生労働省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【10頁】
- 10 避難地域等の教育環境の整備・充実【12頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【26頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 30 避難者支援の充実【44頁】
- 31 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【47頁】
- 34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【51頁】

【農林水産省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【7頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】

- 8 避難地域の営農再開に向けた支援【9頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 25 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【37頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【40頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【53頁】
- 37 農林業・農山村再生のために必要な制度と予算の確保【54頁】
- 42 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の被災県開催への財政支援等【61頁】

【林野庁】

- 21 除染等の推進【32頁】
- 37 農林業・農山村再生のために必要な制度と予算の確保【54頁】

【水産庁】

- 27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【40頁】

【経済産業省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 7 避難地域の事業・生業の再生【8頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【26頁】
- 18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【27頁】
- 19 東京電力福島第二原発の廃炉【28頁】
- 20 原子力発電所の安全確保等【29頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【36頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 27 農林水産物の安全確保と風評対策の強化【40頁】
- 35 企業誘致の促進【52頁】

【資源エネルギー庁】

- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 19 東京電力福島第二原発の廃炉【28頁】
- 20 原子力発電所の安全確保等【29頁】
- 24 原子力損害賠償の確実な実施【36頁】

【国土交通省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 4 復興に向けた人員確保【5頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【7頁】
- 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【14頁】
- 12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【16頁】
- 13 JR常磐線の早期全線復旧と基盤強化等【16頁】
- 14 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【17頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【41頁】
- 30 避難者支援の充実【44頁】
- 33 復興・再生に向けた道路交通の安全と円滑及び治安維持等【50頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【53頁】
- 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【55頁】
- 39 物流拠点としての小名浜港の整備促進【57頁】
- 40 JR只見線の早期全線復旧【58頁】

【観光庁】

- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 28 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【41頁】
- 40 JR只見線の早期全線復旧【58頁】

【環境省】

- 1 復興・創生期間後の復興のあり方と体制及び財源の確保【1頁】
- 2 令和2年度における復興の推進【2頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【3頁】
- 5 避難地域の復興実現【6頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【7頁】
- 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【14頁】
- 15 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【18頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【23頁】
- 20 原子力発電所の安全確保等【29頁】
- 21 除染等の推進【32頁】
- 22 中間貯蔵施設事業【34頁】
- 23 特定廃棄物埋立処分事業【35頁】
- 26 風評払拭・風化防止対策の強化【38頁】
- 29 ふくしまグリーン復興の推進【43頁】
- 31 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【47頁】

【原子力規制委員会】

- 20 原子力発電所の安全確保等【29頁】

【原子力規制庁】

- 20 原子力発電所の安全確保等【29頁】